

# 主要事項のとりまとめ案 (国税)

- 個人所得課税 (金融証券税制)
- 環境関連税制

## 個人所得課税（金融証券税制）

1. 上場株式等の配当・譲渡所得等に係る 10%軽減税率の適用期限を 2 年延長し、平成 26 年 1 月から 20%本則税率とする。
2. 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（いわゆる日本版 I S A）の導入時期については、平成 26 年 1 月とする。
3. 平成 26 年 1 月の 20%本則税率化を踏まえ、公社債等の利子所得及び譲渡所得等に係る課税方式の変更及び損益通算範囲の拡大について検討する。
4. 店頭金融デリバティブ取引及び店頭商品デリバティブ取引に係る所得について、20%申告分離課税とした上で、市場金融デリバティブ取引及び市場商品デリバティブ取引との通算及び損失額の 3 年間の繰越控除を可能とする。
5. 配当所得について総合課税の対象となる大口株主等の要件について、発行済株式等の総数等に占める保有割合を、現行の 5%から 3%に引き下げる。

## 環境関連税制

### 1. 地球温暖化対策のための税の導入

- (1) 現行の石油石炭税にCO<sub>2</sub>排出量に応じた税率を上乗せする「地球温暖化対策のための課税の特例」を設ける。
- (2) 特例により上乗せする税率は、原油及び石油製品については1kl当たり760円、ガス状炭化水素は1t当たり780円、石炭は1t当たり670円とする。
- (3) 上記の改正は、平成23年10月1日から施行し、所要の経過措置（平成27年3月31日までの間）を講じる。経過措置における税率は以下のとおり。

|           | 原油・石油製品<br>〔1kl当たり〕 | ガス状炭化水素<br>〔1t当たり〕 | 石 炭<br>〔1t当たり〕    |
|-----------|---------------------|--------------------|-------------------|
| 現行        | (2,040円)            | (1,080円)           | (700円)            |
| 平成23年10/1 | +250円<br>(2,290円)   | +260円<br>(1,340円)  | +220円<br>(920円)   |
| 平成25年4/1  | +250円<br>(2,540円)   | +260円<br>(1,600円)  | +220円<br>(1,140円) |
| 平成27年4/1  | +260円<br>(2,800円)   | +260円<br>(1,860円)  | +230円<br>(1,370円) |

※（ ）は石油石炭税の税率。

- (4) 現行石油石炭税に係る免税・還付措置については、特例により上乗せされる税率についても適用する。なお、輸入特定石炭、石油アスファルト等に係る現行石油石炭税の免税・還付措置の適用期限を2年延長する。

(5) 以下の①～④については、特例により上乘せされる税率についてのみ、平成 25 年 3 月 31 日までの間、免税・還付措置を設ける。

- ①苛性ソーダ製造用電力の自家発電に利用される輸入石炭
- ②内航運送用及び一定の旅客用船舶に利用される重油・軽油
- ③鉄道事業に利用される軽油
- ④国内定期運送事業用航空機に積み込まれる航空機燃料

(6) 上記に加え、燃料の生産・流通コストの削減や供給の安定化、物流・交通の省エネ化のための方策や、過疎・寒冷地に配慮した支援策を実施する。

2. 国・地方の厳しい財政事情や地球温暖化対策の観点も踏まえ、平成 23 年度においては、揮発油税及び地方揮発油税の当分の間税率は、現在の水準を維持する。

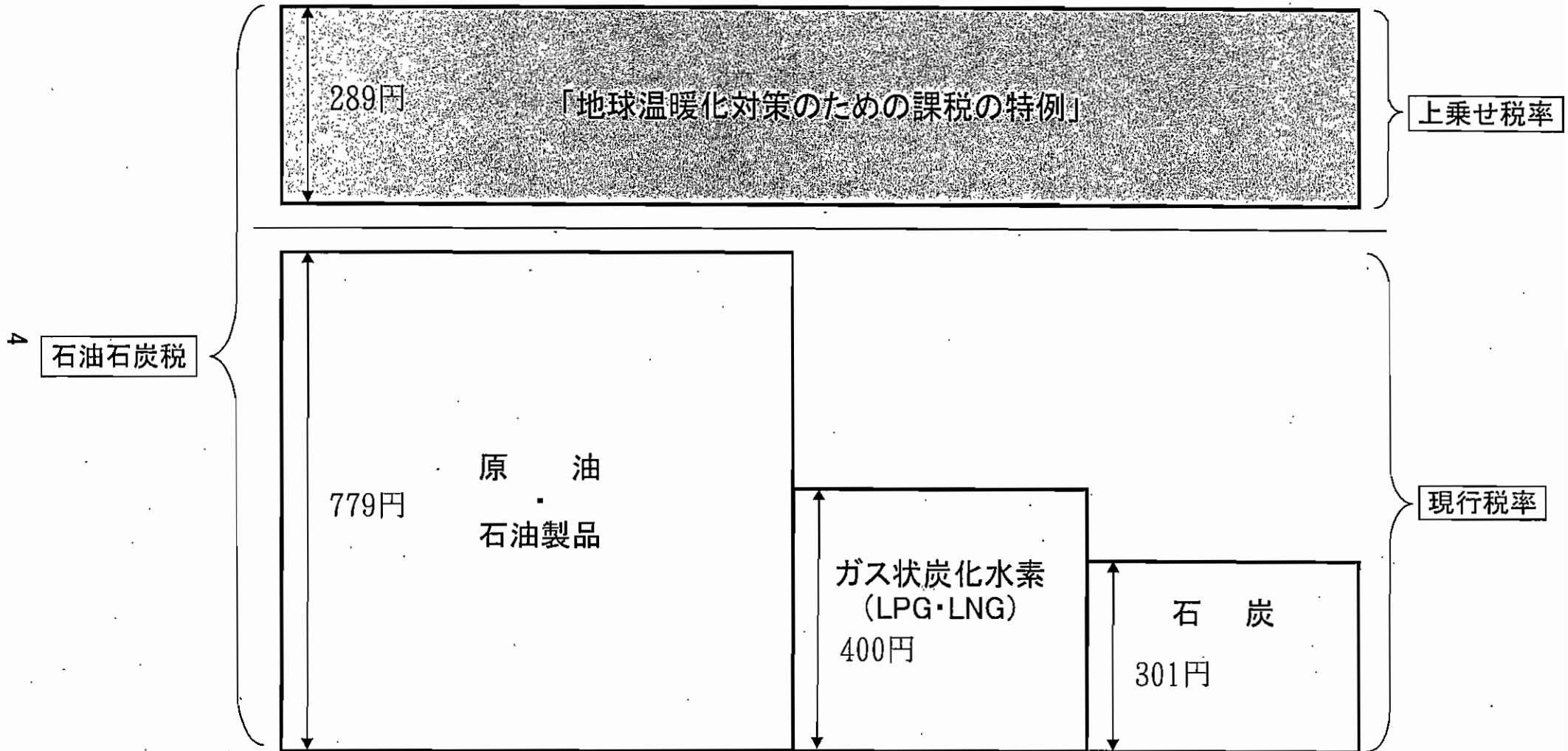
3. 地球温暖化対策については、地球温暖化対策のための税、排出量取引制度、全量固定価格買取制度といった施策の整合性確保が不可欠であり、各施策の進捗を踏まえ、その整合性や政策効果の検証を行った上で、必要に応じ、税の名称等についても、更に検討を行っていく。

#### 4. 航空機燃料税

(1) 平成 23 年度から平成 25 年度までの間、航空機燃料税の税率は、1 kl 当たり 1 万 8,000 円（現行：2 万 6,000 円）とする。

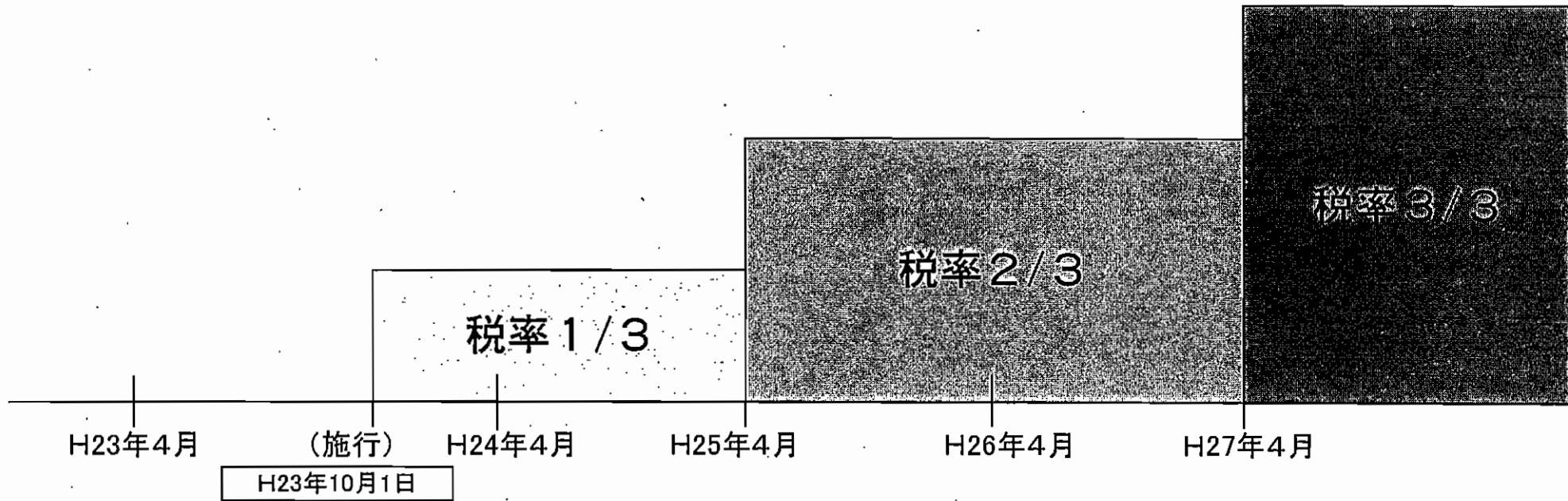
(2) 沖縄路線（1/2 の税率）、離島路線（3/4 の税率）についても、同じ比率となるよう引き下げる。

# 「地球温暖化対策のための課税の特例」のCO2排出量1トン当たりの税率



# 「地球温暖化対策のための課税の特例」の段階的实施について

5



## ○「地球温暖化対策のための課税の特例」の税率

| 課税物件                 | 現行税率     | H23年10/1～H25年3/31 | H25年4/1～H27年3/31  | H27年4/1～          |
|----------------------|----------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 原油・石油製品<br>[1 kℓ当たり] | (2,040円) | +250円<br>(2,290円) | +250円<br>(2,540円) | +260円<br>(2,800円) |
| ガス状炭化水素<br>[1 t当たり]  | (1,080円) | +260円<br>(1,340円) | +260円<br>(1,600円) | +260円<br>(1,860円) |
| 石炭<br>[1 t当たり]       | (700円)   | +220円<br>(920円)   | +220円<br>(1,140円) | +230円<br>(1,370円) |

※ ( ) は石油石炭税の税率。